

伊予鉄道株式会社 ICい〜カード乗車券 取扱規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、伊予鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が、株式会社伊予鉄グループ（以下、「伊予鉄グループ」という。）が発行するICカードを媒体としたストアードフェアカード、定期券カード（以下、「ICカード乗車券」という。）の利用者に提供するサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条 伊予鉄グループが発行するICカード乗車券（以下、ストアードフェアカードを「ICい〜カード」、定期券カードを「ICい〜カード定期券」という。※「別表1-1」）による当社路線に係る旅客の運送等については、この規則の定めるところによる。なお、他社が発行した全国相互利用が可能なICカード乗車券（以下、「他社が発行したICカード乗車券」という。※「別表1-2」）による当社路線に係る旅客の運送等については、別途「第5章他社が発行したICカード乗車券」に定めるところによる。
- 2 この規則が改定された場合、以後のICカード乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。
 - 3 この規則に定めていない事項については、別に定めるものによる。別に定めるものの主なものには、旅客営業規則がある。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「当社路線」とは、当社の経営する鉄道線・軌道線の全路線をいう。
- (2) 「SF（ストアードフェア）」とは、ICカード乗車券に記録される金銭的価値で、専ら旅客運賃の支払いに充当するものをいいます。
- (3) 「ICい〜カード」とは、SFの機能のみを持つICカード乗車券をいう。
- (4) 「ICい〜カード定期券」とは、券面に当社及び伊予鉄バス株式会社で通用する定期乗車券の表記を行ったものであって、定期乗車券とストアードフェアカードの機能を持つICカード乗車券をいう。
- (5) 「乗車」とは、当社路線において鉄道線駅への入場および軌道線車両に乗車することをいう。
- (6) 「降車」とは、当社路線において鉄道線駅からの出場および軌道線車両から降車することをいう。
- (7) 「リーダーライター（R/W）」とは、駅施設及び車内に設置した装置で、乗車処理をするために設置したもの（以下、「乗車R/W」という。）と降車処理をするために設置したもの（以下、「降車R/W」という。）がある。
- (8) 「チャージ」とは、ICカード乗車券に入金してSFを積み増しすることをいう。ただし、保有するい〜カードポイントをSFに交換することもいう。
- (9) 「デポジット」とは、返却することを条件にICカード乗車券の利用権の代価をいう。
- (10) 「携帯端末」とは、精算処理をするための機器をいう。

(ICカード乗車券の種類)

第4条 ICい〜カード及びICい〜カード定期券の種類は、「別表1-1」、他社が発行したICカード乗車券については、「別表1-2」に定めるものとする。

(契約の成立時期及び適用規定)

第5条 ICカード乗車券による契約の成立時期は、ICカード乗車券を購入したときとする。

2 個別の運送契約の成立時期は、鉄道線は乗車R/W、軌道線（坊っちゃん列車を除く）は降車R/Wで各々乗降車処理をしたときとする。

また、坊っちゃん列車は携帯端末で精算処理をしたときとする。

(規則等の変更)

第6条 この規則及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更することがある。

(旅客の同意)

第7条 旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものと
する。

(取扱区間)

第8条 ICカード乗車券の取扱区間は当社鉄道線・軌道線の全路線 とする。

(使用方法)

第9条 ICカード乗車券を用いて乗車するときは乗車R/Wで乗車処理を行い、降車するときは同一
のICカード乗車券により降車R/Wで降車処理を行わなければならない。

2 前項の場合であって、軌道線（坊っちゃん列車を除く）の場合は降車するときに降車R/Wで
降車処理のみ行わなければならない。

3 坊っちゃん列車の場合は乗車するときに携帯端末で乗車処理のみ行わなければならない。

4 前項の定めにかかわらず、ICカード乗車券はICい〜カード取扱い窓口（松山市駅チケット
センター、高浜駅、三津駅、古町駅、いよ立花駅、久米駅、梅本駅、横河原駅、余戸駅、松前
駅、郡中港駅に限る）または携帯端末で精算することができる。

(発売箇所)

第10条 当社は、ICい〜カードの発売等業務を伊予鉄グループから受託し、当社軌道線車内及び駅等
で行う。

2 ICい〜カードの発売は、ICい〜カード取扱い窓口（記名式ICい〜カードの場合は、松山
市駅チケットセンター、高浜駅、三津駅、古町駅、いよ立花駅、久米駅、梅本駅、横河原駅、
余戸駅、松前駅、郡中港駅に限る）で行う。

3 ICい〜カード定期券の発売は、ICい〜カード定期券取扱い窓口 で行う。

4 当社の都合により、前2項で定めた発売箇所以外で発売することがある。

(制限事項等)

第11条 1回の乗車につき、2枚以上のICカード乗車券を同時に使用することはできない。

2 乗車時に使用したICカード乗車券を降車時に使用しなかった場合は、当該ICカード乗車券
で再び乗車することはできない。

3 次の各号の1に該当する場合には、ICカード乗車券は直接リーダーライターで使用するこ
と

ができない。

- (1) 降車時にSF残額が減額する運賃相当額に満たないとき。
- (2) ICカード乗車券の破損、リーダーライターの故障等によりICカード乗車券の内容の読み取りが不能となったとき。
- 4 記名式ICい〜カードは、当該ICい〜カードの記名人以外が使用することはできない。
- 5 松山市駅チケットセンター、高浜駅、三津駅、古町駅、いよ立花駅、久米駅、梅本駅、横河原駅、余戸駅、松前駅、郡中港駅で精算する場合を除いて、他の乗車券及び現金と併用して使用することはできない。
- 6 鉄道線（城北線を除く）の乗車時にSF残額がない（0円）場合は、ICカード乗車券を使用することができない。（ICい〜カード定期券の券面に表示された有効期間内で券面表示区間内から乗車する場合を除く）
- 7 偽造、変造又は不正に作成されたICカード乗車券を使用することはできない。

（制限又は停止）

第12条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがある。

- (1) 発売、チャージ又は再発行および更新手続き等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止。
- (2) 乗車区間・乗車経路・乗降車方法若しくは乗車する路線等の制限。
 - 2 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨を関係施設等に掲示する。
 - 3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社及び伊予鉄グループはその責めを負わない。

（ICカードの所有権）

第13条 ICカード乗車券に使用するICい〜カードの所有権は発行元である伊予鉄グループに帰属する。

- 2 ICカード乗車券が不要となったとき及びそのICカード乗車券を使用する資格を失ったときは、ICい〜カードを返却しなければならない。
- 3 当社及び伊予鉄グループの都合により、予告なく貸与したICい〜カードを交換することがある。

（デポジット）

第14条 当社は、ICカード乗車券を発売するにあたり、伊予鉄グループが所有するICい〜カードを旅客に貸与するものとする。この場合、デポジットとしてICい〜カード1枚につき500円を収受する。

- 2 前項にかかわらず、デポジットの額を変更する場合がある。
- 3 ICカード乗車券を旅客が返却したときは、第24条、第25条、第37条及び第38条に定める場合を除き、発売時に収受したデポジットを返却する。
- 4 デポジットは旅客運賃等に充当する事はできない。

（ICカード乗車券の有効期限）

第15条 ICカード乗車券の有効期限は別途定める。

(チャージ)

第16条 旅客はICカード乗車券に、軌道線車内（坊っちゃん列車を除く）、自動チャージ機及びICい〜カード取扱い窓口でチャージすることができる。

2 ICカード乗車券のチャージ額は、「別表2」に定めるものとする。

(SF残額の確認)

第17条 旅客はICカード乗車券のSF残額をリーダーライター又はICい〜カード取扱い窓口で確認することができる。

(SF利用履歴の確認)

第18条 旅客はICカード乗車券の利用履歴をICい〜カード取扱い窓口にて、次の各号に定めるとおり確認することができる。

- (1) 利用履歴は、最近の利用履歴から9件までさかのぼって印字することができる。
- (2) 利用履歴の印字内容は、SFを使用した利用日、取扱種別、取扱箇所、利用額、残額とする。
- (3) 正常に乗降処理がされていない場合は、利用履歴の確認はできない。
- (4) 1年間を経過した利用履歴の確認はできない。

第2章 ICい〜カード

(ICい〜カードの所持資格)

第19条 各種ICい〜カードの所持資格は「別表3-1」に定めるものとする。

- 2 記名式ICい〜カードの購入に際しては、所定の申込書にICい〜カード種別、氏名、生年月日、住所等を記載し、提出しなければならない。
- 3 記名式ICい〜カードは、当社及び伊予鉄グループが認める場合を除いて個人で複数枚を購入することができない。
- 4 「別表3-1」の障害者大人用、障害者小児用及び障害者介護用のICい〜カードについては、身体障害者手帳又は療育手帳を提示しなければならない。

(発売額)

第20条 ICい〜カードの発売額は2,000円（デポジット500円を含む）とする。

2 前項にかかわらず、発売額を変更することがある。

(更新期限)

第21条 小児用、障害者大人用、障害者小児用および障害者介護用のICい〜カードにはカード利用の更新期限がある。

- 2 更新期限は「別表3-1」に定めるものとし、更新手続きは、ICい〜カード取扱窓口（松山市駅チケットセンター、高浜駅、三津駅、古町駅、いよ立花駅、久米駅、梅本駅、横河原駅、余戸駅、松前駅、郡中港駅に限る）において更新期限の14日前から受付ける。
- 3 障害者大人用、障害者小児用および障害者介護用のICい〜カードの更新手続きには、身体障害者手帳又は療育手帳の提示により本人確認が必要となる。
- 4 更新手続きのためだけの乗車に限り、最寄りのICい〜カード取扱窓口（松山市駅チケットセンター、高浜駅、三津駅、古町駅、いよ立花駅、久米駅、梅本駅、横河原駅、余戸駅、松前駅、郡中港駅に限る）がある駅までの旅客運賃は無賃扱いとする。

(運賃の減算)

第22条 ICい〜カードを第9条の規定により使用する場合(坊っちゃん列車を除く)、降車時にICい〜カードのSFから次の各号のとおり当該乗車区間の運賃を減算する。

- (1) ICい〜カード大人用 片道普通旅客運賃
- (2) ICい〜カード小児用 小児片道普通旅客運賃
- (3) ICい〜カード障害者大人用 片道普通旅客運賃の半額
- (4) ICい〜カード障害者小児用 小児片道普通旅客運賃の半額
- (5) ICい〜カード障害者介護用 片道普通旅客運賃の半額

2 坊っちゃん列車は、乗車時にICい〜カードのSFから坊っちゃん列車運賃料金を減算する。

(効力)

第23条 第9条の規定により使用する場合のICい〜カードの効力は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該乗車区間において片道1回の乗車に限り有効なものとする。また、ICい〜カード(大人用)から大人の片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児が使用することができる。
- (2) 「別表1」の各記名式ICい〜カードは、記名人のみが使用することができる。
- (3) 途中下車の取扱いは行わない。
- (4) 乗車R/W処理したICい〜カードは、当日に限り降車R/Wが正常に処理される。

(無効となる場合)

第24条 ICい〜カードは、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。この場合デポジットは返却しない。

- (1) 所持資格のない方が利用したとき。
- (2) 旅行開始後のICい〜カードを他人から譲り受けて使用した場合。
- (3) その他不正乗車の手段として使用した場合。

2 偽造、変造又は不正に作成されたICい〜カードを使用した場合は、前項の規定を準用する。

(不正使用未遂の場合の取扱い)

第25条 偽造、変造又は不正に作成されたICい〜カードを使用しようとした場合は、これを無効として回収する。

- 2 前項に規定するほか、ICい〜カードを不正乗車の手段として使用しようとした場合は、これを無効として回収することがある。
- 3 前各項により無効として回収する場合は、デポジットを返却しない。

(不正使用等に対する旅客運賃・割増運賃の収受等)

第26条 第24条第1項の規定により、ICい〜カードを無効として回収した場合は、旅客の乗車駅からの区間に対する片道普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、旅客営業規則第117条の規定を準用して計算する。

(紛失再発行)

第27条 ICい〜カードを紛失した場合、旅客が別に定める申込書をICい〜カード取扱い窓口(松山

市駅チケットセンター、高浜駅、三津駅、古町駅、いよ立花駅、久米駅、梅本駅、横河原駅、余戸駅、松前駅、郡中港駅に限る)に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した I C い〜カードの使用停止措置を行い、使用停止手続日を除く 3 日目以降に再発行を行う。

- (1) 申込書を提出するとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該 I C い〜カードの記名人本人であることを証明できること。
 - (2) 記名人の氏名、生年月日等の情報が伊予鉄グループのシステムに登録されていること。
 - (3) 再発行を行う前に、I C い〜カードの処理を行う全ての機器に対して当該 I C い〜カードの使用停止措置が完了していること。
- 2 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する I C い〜カード 1 枚につき紛失再発行の手数料 2 1 0 円とデポジット 5 0 0 円を現金で収受する。
 - 3 当該 I C い〜カードの使用停止の申込を受付けた後、これを取り消すことはできない。
 - 4 第 1 項及び第 2 項の取扱いを行った後に、紛失した I C い〜カードを発見した場合は、旅客はこれを I C い〜カード取扱い窓口（松山市駅チケットセンター、高浜駅、三津駅、古町駅、いよ立花駅、久米駅、梅本駅、横河原駅、余戸駅、松前駅、郡中港駅に限る）に差し出して、デポジットの返却を請求することができる。この場合、旅客が紛失した I C い〜カードとともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人であることを証明したときに限り返却の取扱いを行う。

(当社及び伊予鉄グループの免責事項)

第 28 条 紛失した I C い〜カードの使用停止措置が完了するまでの間に当該 I C い〜カードの払い戻しや S F の使用等で生じた損害額については、当社及び伊予鉄グループはその責めを負わない。

(障害再発行)

第 29 条 I C い〜カードの破損等によって I C い〜カードの処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別に定める申込書を I C い〜カード取扱い窓口（松山市駅チケットセンター、高浜駅、三津駅、古町駅、いよ立花駅、久米駅、梅本駅、横河原駅、余戸駅、松前駅、郡中港駅に限る）に提出したときは、申出日を除く 3 日目以降に、当該 I C い〜カードの S F 残額と同額の I C い〜カードの再発行の取扱いを行うことがある。

ただし、裏面に刻印されたカード番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いをしない。

(払い戻し)

第 30 条 旅客は、I C い〜カードが不要となった場合は、これを I C い〜カード取扱い窓口に差し出して、当該 I C い〜カードの S F 残額の払い戻しを請求することができる。この場合、所定の申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該 I C い〜カードの記名人本人であることを証明した（無記名式 I C い〜カードは、この限りではない）ときに限り払い戻しを行い、デポジットを返却する。この場合、手数料として I C い〜カード 1 枚につき 2 1 0 円を収受する。

- 2 前項にかかわらず、I C い〜カードを所持する旅客が「別表 3-1」で定める所持資格を失った I C い〜カードの払い戻しをする場合は、手数料を収受しない。

(列車の運行不能の場合の取扱方)

第 31 条 乗車R/Wによる処理を受けた後、列車が運行不能となった場合は、次の各号の 1 に定めるいずれかの取り扱いを選択のうえ請求することができる。

(1) 発駅までの無賃送還

この場合、乗車区間の運賃は収受しない。また、無賃送還後、発駅での降車処理時には I C い〜カードの発駅情報の消去処理を行う。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、次号に定める取り扱いを適用する。

(2) 発駅に至る途中駅までの無賃送還

この場合、発駅から途中駅までの片道普通旅客運賃相当額を途中駅において I C い〜カードの S F 残額から減算する。

(3) 不通区間の別途旅行

運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発駅から旅行中止駅までの片道普通旅客運賃相当額を、旅行中止駅において I C い〜カードの S F 残額から減算する。

2 当社が不通区間に対して振替輸送等他の輸送手段を講じた場合の取扱方は別に定めるところによる。

(同一駅で出場する場合の取り扱い方)

第 32 条 旅客は、I C い〜カードで乗車処理をした後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して降車処理する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を現金で支払い、カードの発駅情報の消去処理を受けなければならない。

2 旅客は、I C い〜カードで乗車処理をした後、乗車しないで同一駅で降車処理する場合は、当該 I C い〜カードの発駅情報の消去処理を受けなければならない。ただし、一定時間内であれば降車R/Wにより発駅情報を消去することができる。

第 3 章 I C い〜カード定期券

(I C い〜カード定期券所持資格)

第 33 条 I C い〜カード定期券には、通勤定期券・通学定期券・シルバー定期券があり、その所持資格は「別表 3-2」に定めるものとする。

2 I C い〜カード定期券の購入に際しては、所定の申込書に定期券の種別、氏名、生年月日、住所等を記載し、提出しなければならない。また、障害者割引の適用条件は「別表 3-3」に定めるものとする。

3 I C い〜カード定期券の新規購入、継続購入は通用開始日の 14 日前からとする。

4 I C い〜カード定期券購入のためだけの乗車に限り、最寄の I C い〜カード定期券取扱い窓口がある駅までの旅客運賃は無賃扱いとする。

(運賃の減額等)

第 34 条 I C い〜カード定期券の券面表示の有効期間内であって、券面表示区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車として取扱い、別途乗車区間の普通旅客運賃相当額を収受する。

この場合、「小児用定期券」にあつては小児片道普通旅客運賃を、「障害者大人用定期券」並びに「障害者介護用定期券」にあつては片道普通旅客運賃の半額を、「大人用定期券」にあつては片道普通旅客運賃を収受する。

- 2 券面表示区間を挟んで、券面表示区間外の駅相互を乗車するとき、前後の券面表示区間外乗車運賃の合計額よりも通し運賃が安価となる場合は、通し運賃を収受する。
- 3 券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降に乗車する場合は、乗車区間の片道普通旅客運賃を収受する。この場合、「小児用定期券」にあつては小児片道普通旅客運賃を、「障害者大人用定期券」並びに「障害者介護用定期券」にあつては片道普通旅客運賃の半額を、「大人用定期券」にあつては片道普通旅客運賃を収受する。
- 4 前各項において、S F 残高が減額しようとする運賃以上であるときはS F から減額する。この場合、「小児用定期券」にあつては小児片道普通旅客運賃を、「障害者大人用定期券」並びに「障害者介護用定期券」にあつては片道普通旅客運賃の半額を、「大人用定期券」にあつては片道普通旅客運賃に第 22 条に規定する I C い〜カードの運賃割引を適用した割引後運賃を減額する。
- 5 坊っちゃん列車に乗車する場合は券面表示区間内であっても、S F 残高が減額しようとする運賃以上であるときはS F から坊っちゃん列車運賃料金を減額する。

(再印字)

第 35 条 I C い〜カード定期券は、その券面表示事項が不明となったときは使用することができない。

- 2 券面表示事項が不明となった I C い〜カード定期券は、これを I C い〜カード定期券取扱い窓口差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができる。

(効 力)

第 36 条 I C い〜カード定期券は、記名人のみが使用することができる。

- 2 第 16 条の規定によりS F をチャージした I C い〜カード定期券にあつては、I C い〜カード定期券の券面表示区間外又は券面表示の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降であっても、第 22 条の規定を準用して乗車することができる。

(無効となる場合)

第 37 条 I C い〜カード定期券は、次の各号の 1 に該当する場合、無効として回収する。この場合、デポジットは返却しない。

- (1) 記名人以外の者が使用した場合
 - (2) 券面表示事項が不明となった I C い〜カード定期券を使用した場合
 - (3) 使用資格・氏名・年齢・区間又は通学の事実を偽って購入した I C い〜カード定期券を使用した場合
 - (4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
 - (5) I C い〜カード定期券を所持する旅客が「別表 3-2」で定める所持資格を失った後に当該 I C い〜カード定期券を使用した場合
 - (6) その他不正乗車的手段として使用した場合
- 2 偽造、変造又は不正に作成された I C い〜カード定期券を使用した場合は、前各項の規定を準用する。

(不正使用未遂の場合の取扱い)

第 38 条 偽造、変造又は不正に作成された I C い〜カード定期券を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。

- 2 前項に規定するほか、I C い〜カード定期券を不正乗車的手段として使用しようとした場合は、これを無効として回収することがある。
- 3 前各項により無効として回収する場合は、デポジットを返却しない。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第 39 条 第 37 条第 1 項の規定により、I C い〜カード定期券を無効として回収した場合は、第 26 条及び当社旅客営業規則第 116 条により定められた旅客運賃・増運賃を収受する。

(紛失再発行)

第 40 条 I C い〜カード定期券の記名人が当該 I C い〜カード定期券を紛失した場合で、別に定める申込書を I C い〜カード定期券取扱い窓口へ提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り紛失した I C い〜カード定期券 (S F 残額がある場合は当該 S F を含む) の使用停止措置を行い、使用停止手続日を除く 3 日目以降に再発行を行う。

- (1) 申込書を提出するとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該 I C い〜カード定期券の記名人本人であることを証明できること。
- (2) 記名人の氏名、生年月日等の情報が伊予鉄グループのシステムに登録されていること。
- (3) 再発行を行う前に、I C い〜カード定期券の処理を行う全ての機器に対して当該 I C い〜カード定期券の使用停止措置が完了していること。

2 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する I C い〜カード定期券 1 枚につき紛失再発行の手数料 210 円とデポジット 500 円を現金で収受する。

3 当該 I C い〜カード定期券の使用停止の申込を受付けた後、これを取り消すことはできない。

4 第 1 項及び第 2 項の取扱いを行った後に、紛失した I C い〜カード定期券を発見した場合は、旅客はこれを I C い〜カード定期券取扱い窓口へ差し出して、デポジットの返却を請求することができる。この場合、旅客が紛失した I C い〜カード定期券とともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人であることを証明したときに限り返却の取扱いを行う。

(当社及び伊予鉄グループの免責事項)

第 41 条 紛失した I C い〜カード定期券の使用停止措置が完了するまでの間に、当該 I C い〜カード定期券の払戻しや S F の使用等で生じた損害については、当社及び伊予鉄グループはその責を負わない。

(障害再発行)

第 42 条 I C い〜カード定期券の破損等によって I C い〜カード定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別に定める申込書を I C い〜カード定期券取扱い窓口へ提出したときは、申出日を除く 3 日目以降に当該 I C い〜カード定期券 (S F 残額がある場合は当該 S F を含む) の再発行の取扱いを行うことがある。ただし、裏面に刻印されたカード番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いをしない。

(払い戻し)

第 43 条 旅客は I C い〜カード定期券が不要となった場合は、これを I C い〜カード定期券取扱い窓口へ差し出して、払い戻しの請求をすることができる。この場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該 I C い〜カード定期券の記名人本人であることを証明したときに限り、次の各号により払い戻しを行う。

- (1) 券面表示の有効期間開始前に払い戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃を払い戻す。この場合、S F の払い戻しを同時に請求することができる。

- (2) 券面表示の有効期間開始後で有効期間中に払い戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払い戻す。この場合、S Fの払い戻しを同時に請求することができる。
- (3) 前各号により取り扱う場合は、手数料としてI Cい〜カード定期券1枚につき520円を収受する。
- (4) 前各号の規定により払い戻しを行う場合には、デポジットを返却する。
 - 2 S Fのみの払い戻しを請求することはできない。
 - 3 前項にかかわらずI Cい〜カード定期券を所持する旅客が「別表3-2」に定める所持資格を失うことにより当該I Cい〜カード定期券の払い戻しを請求する場合（同時にS Fを請求する場合を含む）は手数料を収受しない。

（列車の運行不能の場合の取扱方）

- 第44条 券面表示が有効期間内のI Cい〜カード定期券を所持し、券面表示区間内を乗車する旅客が乗車R/Wによる処理を受けた後、列車が運行不能となった場合は、旅客営業規則第136条に定める定期乗車券の取扱いによるほか、S FをチャージしたI Cい〜カード定期券を所持し券面表示区間外を乗車する場合又は券面表示の有効期間開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に乗車する場合は、第31条の規定に準じて取り扱う。
- 2 当社が不通区間に対して振替輸送等の輸送手段を講じた場合の取扱方は、別に定めるところによる。

（同一駅で出場する場合の取扱方）

- 第45条 旅客は、I Cい〜カード定期券で乗車処理をした後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して降車処理する場合は、実際乗車区間（券面表示の有効期間内の場合は券面表示区間を除く）の普通旅客運賃を現金で支払い、カードの発駅情報の消去処理を受けなければならない。
- 2 旅客は、I Cい〜カード定期券で乗車処理をした後、乗車しないで同一駅で降車処理する場合は、発駅情報の消去処理を受けなければならない。ただし、一定時間内であれば降車R/Wにより発駅情報を消去することができる。

第4章 I Cカード乗車券の他の施設利用

（他の施設でのI Cカード乗車券による利用の取扱方）

- 第46条 第8条の規定にかかわらず、当社路線以外で当社及び伊予鉄グループが別に定めたI Cカード乗車券が利用できる他の施設（以下「他の施設」という。）において、I Cカード乗車券による取扱いを行う。
- 2 I Cカード乗車券が利用できる他の施設は次の通りとする。
 - ・伊予鉄バス株式会社が運行するバス路線（高速バスを除く）
 - ・伊予鉄タクシー株式会社の定めるエリア内
 - ・その他、当社及び伊予鉄グループが認めた施設

（他の施設における取扱い範囲等）

- 第47条 他の施設におけるI Cカード乗車券による取扱いについては、当該施設の定めるところによる。

第5章 削除

附則 この規則は、2025年3月18日から施行する。

【ICい～カード取扱い窓口】

高浜線 高浜・梅津寺・三津・山西・衣山・古町・大手町

横河原線 いよ立花・福音寺・北久米・久米・鷹ノ子・平井・梅本・牛渕団地前・田窪・見奈良・
愛大医学部南口・横河原

郡中線 土橋・土居田・余戸・岡田・古泉・松前・地蔵町・郡中・郡中港

松山市駅 松山市駅チケットセンター

伊予鉄トラベル大街道営業所

【ICい～カード定期券取扱い窓口】

高浜線 高浜・三津・古町

横河原線 いよ立花・久米・梅本・横河原

郡中線 余戸・松前・郡中港

松山市駅 松山市駅チケットセンター

伊予鉄トラベル大街道営業所

別表1-1 (第4条 ICカード乗車券の種類：ICい〜カード)

種 類		対 象	
ICい〜カード	大人用	記名式	一般大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ乗車券
		無記名式	
	小児用	記名式	一般小児の方を対象としたSFカードの機能を持つ乗車券
	障害者大人用	記名式	障害者大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ乗車券
	障害者小児用	記名式	障害者小児の方を対象としたSFカードの機能を持つ乗車券
障害者介護用	記名式	障害者介護人(大人)の方を対象としたSFカードの機能を持つ乗車券	
ICい〜カード 定期券	通勤定期	大人用	一般大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
		小児用	一般小児の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
		障害者大人用	障害者大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
		障害者介護用	障害者介護人(大人)の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
	通学定期	大人用	通学を目的とする一般大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
		小児用	通学を目的とする一般小児の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
		障害者大人用	通学を目的とする障害者の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券
	シルバー定期	大人用	80歳以上(経過措置として1951年(昭和26年)以前にお生まれの方および運転免許を自主返納された方については75歳以上)の一般大人の方を対象としたSFカードの機能を持つ定期券

別表1-2 (第4条 ICカード乗車券の種類：全国相互利用が可能なICカード)
削除

別表2 (第16条 ICカードチャージ：ICい〜カード)

取扱窓口	1回あたりのチャージ取扱額
ICい〜カード取扱い窓口	1,000円単位でチャージすることができる。 ただし、1枚あたりのSF残高は30,000円を超えることはできない。 ※い〜カードポイント特典交換の場合は、500円単位でチャージできるものとする。 (オートチャージ機能付きICい〜カードのみ対応)
自動チャージ機	
軌道線車内	
鉄道線 駅改札機 注1	

注：他社が発行したICカード乗車券はチャージをしない

別表 3-1 (第 19 条 ICい~カードの所持資格)

種 類		所 持 資 格		有 効 期 限
ICい~カード	大人用	記名式	中学生以上の方	な し
		無記名式	な し	な し
	小児用	記名式	小学生の方	毎年 4 月 1 日
	障害者大人用	記名式	中学生以上の方で、身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた方	発売日(更新日) から 6 ヶ月
	障害者小児用	記名式	小学生の方で、身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた方	毎年 4 月 1 日
	障害者介護用	記名式	身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた方の介護人として同一区間を同乗される場合のその介護人の方	発売日(更新日) から 6 ヶ月

別表 3-2 (第 33 条 ICい~カード定期券の所持資格)

種 類		所 持 資 格	
ICい~カード 定期券	通勤定期	大人用	なし
		小児用	6 歳以上 12 歳未満 (13 歳未満の小学校児童を含む) の方
		障害者大人用	第 1 種身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた方が介護人と同一の期間・区間を同乗される場合所持できる。
		障害者介護用	第 1 種身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた方及び 12 歳未満の第 2 種身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた方の介護人として同一の期間・区間を同乗される介護者
	通学定期	大人用	学校教育法第 1 条に規定された学校及び同法 82 条・83 条に規定され、かつ当社が指定した学校の生徒であって通学証明書を提出された方
		小児用	ICい~カード定期券の通学定期大人用の発売条件に該当し、かつ 6 歳以上 12 歳未満 (13 歳未満の小学校児童を含む) の方
		障害者大人用	ICい~カード定期券の通学定期大人用の発売条件に該当し、かつ第 1 種身体障害者手帳・療育手帳の交付を受け、介護人と同一の期間・区間を同乗される場合の身体障害者の方
	シルバー定期	大人用	80 歳以上 (経過措置として 1951 年 (昭和 26 年) 以前にお生まれの方および運転免許自主返納の証明書を提示された方については、75 歳以上) の一般大人で、申し込みの際、年齢を証明する公的証明書 (運転免許証・健康保険証等) 及び顔写真 1 枚を提示された方

別表 3-3 (第 33 条 障害者などの割引適用条件一覧)

種 類	適用者	割引率
ICい~カード定期券 (通勤定期)	障害者本人・介護者	通勤定期券の半額
ICい~カード定期券 (通学定期)	障害者本人	通学定期券の半額